

令和7年度 大阪市立上福島小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「心豊かな子ども」の育成のために「上福島小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の5点をあげる。

- ① 「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第1条」および「第3条」「第13条」を踏まえ、いじめを許さない学校づくりを進めるために、教育活動のすべての場面で、「一人一人を大切にすると人権教育を基盤とした学習活動を展開する。
- ② 「感動」のある豊かな体験学習と表現活動による言語活動の充実を図り、道徳教育・人権教育をはじめとする様々な教育活動を充実させる。
- ③ いじめの未然防止・早期発見のため、ピアサポートの主旨を取り入れ、「児童自らが違いに気づき、認め合い、育ちあう」集団育成に取り組み、児童の意識改革を図るとともに教職員研修を計画的に実施する。
- ④ 「絆づくり」と「居場所づくり」を作り出す取り組みをさらに充実させ、すべての児童が安心・安全に学校生活を送り、規律正しい態度で授業や行事に参加し、活躍できる学校づくりに努める。
- ⑤ 「双方向の情報発信」をすすめて積極的に学校を開き、保護者・地域との連携をさらに進め、「幼・小・中一貫した教育活動」の深化・充実をめざして、「幼（保）・小」「小・小」「小・中」の協働を実践していく。

3. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、あってはならない事案である。しかし、「いつでも、どこでも、だれにでも」起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

本校策定の「基本方針」に基づき、授業の改善を図るために以下に進める。

- ① 学校生活で児童が最も長い時間を過ごすのは授業時間である。この時間を児童が、意欲的かつ主体的に過ごすことは「安心・安全な学校生活」につながり、いじめをはじめとする生活指導上の諸課題の未然防止にもつながる。そのため、「わかる授業づくり」を進め、「すべての児童が参加し活躍する」授業を追及していく。
- ② 「わかる授業」を実践し、言語活動の充実で「論理的な思考力・表現力・判断力」の育成をめざし、研究授業のさらなる進化と充実を図る。研究協議会では、論議を活発にし「明日の授業の改善にいきる」工夫をしながら進めていく。
- ③ 「外部講師」の活用や「講座制による校内研修会」を中心とした校内研修会等を実施する中で、教職員同士が「学び合う楽しさ」を体感し、教員の指導力の向上をはかる。
- ④ 「学習参観」や「土曜授業」などを積極的に活用し、保護者・地域、関係機関と手を携えて、健全育成を進めていく。

(2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）

本校策定の「基本方針」に基づき、児童の自己有用感を高めるために以下に進める。

- ① 友人関係や集団作り、社会性の育成などを進めるために、学年活動や異学年交流を積極的に計画・実施したり、社会見学や出前授業などの「体験学習」のさらなる充実と深化を図ったり、児童自らが、気づき、経験する機会を積極的に展開していく。
- ② 「学校行事」や「学年活動」においては、各学年の発達段階に応じて、「運営委員会」を組織し、児童自らが計画、実行し、振り返る機会を積極的に設ける。児童自らが、人と出会い、人と関わる中で、達成感や充足感を味わうことで「自己肯定感」や「自己有用感」の育成を図っていく。
- ③ 児童会活動や各委員会活動、「キッズタイム」などの取り組みを通して、児童相互や異学年交流を積極的に進めるとともに、「中学校区」の幼・小・中と連携した異なる学校園や異年齢との交流を深め、「存在感」や「所属感」の高揚を図り、望ましい集団育成に努める。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

本校策定の「基本方針」に基づき、いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成を図るために以下に進める。

- ① 年間計画のもと、道徳教育や人権教育の取り組みを実践し、「人それぞれの違いを自覚し、尊重し合う心」を養い「自分がされていやなことは、人にはしない」態度を身に付けさせる。
- ② 教材やアクティビティを通して、児童自身がいじめの問題を自分の問題として受け止め、自分ならどうするかという視点で考え、主体的に「人を大切にする」行動ができるように取り組みを深める。
- ③ 授業や「体験学習」の中で、生命の大切さや仲間の大切さを一層認識させる取り組みを深める。
- ④ いじめている児童やその行為を見ている児童に厳しい指導を行うとともに、現象面に表れている事象だけでなく、その裏や奥にあるものも同時に探る。
- ⑤ 「知っていた」児童について、『あなたがいじめを防ぐ力になる』ことを指導し、学校全体でいじめを許さない・見逃さない空気をつくる。

- ⑥ ピアサポートの主旨を生かした実践を各学年の発達段階に応じて実施する。「身体の暴力」とともに「言葉の暴力」についても許さない・見逃さない雰囲気醸成に努める。
- ⑦ 社会全体に情報機器が浸透していく中、「情報モラル・リテラシー」の指導を進めるとともに、児童と保護者が学べる機会を設定し、保護者への啓発を進める。

4. いじめの早期発見についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- (1) 「いじめ防止対策推進法第23条」を踏まえ、児童のささいな変化を見逃さない教職員の感性のアンテナを敏感にする。遊びやふざけの中にもいじめの兆候が潜んでいないか、集団の中に序列関係が生じていないか等、感度を鋭敏にする。
- (2) 朝の健康観察や日記、作文指導などを意識的に行い積極的に活用する。気づいた変化の情報を確実に共有するために、教職員間の情報交換に努める。
- (3) 家庭との連絡を怠ることなく、家庭訪問などを積極的に行い保護者との連携を密にし、「共に育てる」意識を共有しながら相談体制を強化する。
- (4) 地域からの情報も積極的に収集するために、「見守り隊」や「町会長会議」からの情報収集に努める。
- (5) 情報の共有化については、毎月開催している定例の「生活指導推進委員会」（いじめ対策委員会を兼ねる）や職員会議に併設している「児童理解の連絡交流会」で各学年からの情報を交換するとともに、緊急の場合は、職員朝会などで伝える。
- (6) 情報については、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を収集の基本とし、いじめアンケートや教育相談活動、スクールカウンセラーの支援を積極的に活用する。
- (7) 教育員会、スクールソーシャルワーカー、所轄警察署（生活安全課少年係）子ども相談センター、区役所子育て相談室、スクールカウンセラーさらには民生委員・児童委員などの関係諸機関との連携を深め、この関係者を委員とする「児童連絡会」を定例会として年間2回実施するなど、いじめの早期発見に対応できる体制の強化を図り、保護者に対し、「いじめ相談窓口」の周知をおこなう。

5. いじめの早期解決についての取組

＜基本姿勢＞

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- (1) 「いじめ防止対策推進法第23条」により、いじめ事案を発見または通報を受けた場合は、遅滞なく情報が全教職員で共有できるよう管理職へ速やかに報告する。
- (2) 管理職は、緊急の「職員会議」や「いじめ対策委員会」を開き、特定の教職員で対応することなく学校総体で対応するための体制を整備し、解決への対応を進める。
- (3) 被害児童の保護や加害児童の保護への対応については「いじめ対策委員会」で具体的な方針や対応を検討し、学校総体で解決にあたる。特に、暴力的な行為や暴力を伴ういじめ事案については、「速やかに止めること」を最優先に対応する。

- (4) いじめを傍観していた児童や児童集団に対しても、自己の問題と捉えさせるとともに「自分が（自分達が）いじめを防ぐ力になる」という実践的な取り組みを積極的に進める。
- (5) 解決を図る上で、教育委員会をはじめ、所轄警察署（生活安全課少年係）子ども相談センター、区役所子育て相談室、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーさらには民生委員・児童委員などの関係諸機関との連携を行う。
- (6) ネット上のいじめ事案については、学校単独での解決が困難な事例もあり、外部の専門機関に支援や協力を求めるとともに「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」の活用も図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

「いじめ防止対策推進法第22条」により、次の校内組織を置く。

【組織名】 いじめ対策委員会

※ 現在既設の企画委員会をいじめに関する課題事象に解決に取り組むための組織として機能させ位置づける。

【構成】 校長、教頭、教務主任、生活指導部長、各学年担任代表、特別支援学級担任代表、養護指導教諭

※ 事案に応じて、必要な教職員も加わることとする。

【役割】

- ・ いじめに関する情報や児童の生活指導上に関わる情報の収集や記録、共有化をおこない「学校いじめ防止基本方針」に基づく具体的な年間計画の作成や実行、検証、修正をまとめる。
- ・ いじめやいじめの疑いに関する情報が生じた場合は、緊急に会議を開催し、迅速に情報の共有化、関係児童への事実確認、指導および支援などの方針の決定を行うとともに、解決に向けての取り組みを進める。また、保護者や関係諸機関との連携を行う。

【開催時期】 月1回の定例開催とする。事案発生時には、緊急に開催する。

【年間計画】

<調査>

- ・ 児童対象いじめアンケート調査 年3回（7月・12月・2月）
- ・ 適宜、学級担任や学年担当等による教育相談を実施する。

<研修会>

- ・ 人権教育全体研修会（児童理解研修会・特別支援教育研修会も含む）—
 - 1学期：4月2回、5月1回、6月2回、7月2回
 - 2学期：9月1回、10月2回、12月1回
 - 3学期：1月1回、2月2回、3月2回

※「運営に関する計画」では、「道徳心・社会性の育成」の視点を明確にし、立案・中間評価・最終評価を行う。

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 学校ホームページや学校だよりを活用し、「いじめ問題」に対する学校のさまざまな取り組みについての情報発信を行う。
- ② 「学校協議会」において「いじめ問題」に対する学校のさまざまな取り組みについての情報発信を行う。
- ③ 「PTA役員会・実行委員会」において「いじめ問題」に対する学校のさまざまな取り組みについての情報発信を行う。

④ 「学級・学年懇談会」を活用し「いじめ問題」に対する学校のさまざまな取り組みについての情報発信を行う。

(3) 取組内容の検証

- ① 定例の「いじめ対策委員会」において検証と点検を行い、取り組みのさらなる充実深化を図る。
- ② 「運営に関する計画」の立案、進捗状況の学校評価、最終の学校評価のそれぞれにおいて、PDCAサイクルをもとに、取り組み内容の検証と点検を行い、新たな取り組みに反映させる。

7. 重大事案への対処

「いじめ防止対策推進法第28条」により、以下の対処を行う。

- (1) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」などの重大事案が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し対処する。
- (2) 教育委員会の指導と支援のもと、校内に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果をふまえた必要な措置を行う。教育委員会が調査の主体となる場合は、資料の提出など、調査に協力する。
- (3) 被害の児童・保護者に対しては、当該調査に係る重大事態の事実関係など、その他必要な情報を適切に提供する。

※ いじめ発見の際の流れ

